

## 公 告

令和4年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が南国市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年5月30日

南国市監査委員	塩 崎 泰
南国市監査委員	久 武 弘 明
南国市監査委員	土 居 恒 夫

令和4年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況は、次のとおりである。

指摘事項	措置状況
<p>1 物品管理</p> <p>(1) 財務規則第150条において、物品管理者は毎年3月31日現在を持って「物品(備品)現在高調書」を作成することとなっている。今回、定期監査に際し、その内容を「備品台帳」と照合した結果複数課において数値に差異があった。物品管理については、台帳と現物の突合方法に各担当課間で相違が認められ、本来、「物品(備品)現在高調書」は物品と「備品台帳」を対照検査した上で作成するものであることから、対照検査の徹底を図られたい。</p> <p>(2) 物品管理のための「備品台帳」については、平成27年度に公有財産システム(平成29年度にバージョンアップに伴い資産台帳システムに名称変更)が導入され、「操作マニュアル」を備え管理事務の統一化・効率化が図られたところであるが、台帳様式について以下の改善を図られたい。</p> <p>ア 台帳様式には物品の価額として「取得価額」と「残存価額」が出力されているが、「残存価額」は各課においても区々の数値(「0」、「取得価額」と同額、未入力等)となっている。「残存価額」の入力については全課で統一的な処理に努められたい。</p>	<p>1 物品管理</p> <p>監査委員の指摘の通り、財務規則第150条では「物品管理者は、その保管する物品について毎年3月31日現在をもって物品及び帳簿を対照検査し、物品現在高調書を作成し、…」と定められておりますが、ここ何年かは、各担当課にそのことが徹底できておりませんでした。これは、会計課を含め、各担当課にそのことを繰り返し周知・指示することができていなかったからであり、4月3日に各担当課に発出した令和4年度の物品現在高調書の提出依頼文書には、このことを記載し指示を行いました。また、今後の備品台帳検査・実施検査等を行う際には、過去の備品も含めて、現物と備品台帳が合っているか確認するよう指示いたします。(会計課)</p> <p>ア 公有財産システムの提供・保守業者と協議し、台帳様式の「残存価額」欄には印字がされず空白となるような仕様にする事といたしました。なお、改修費用は不要でした。(会計課)</p>

指摘事項	措置状況
<p data-bbox="236 315 807 611">イ 財務規則第130条、第131条において「重要物品」について規定され、「重要物品」は財産に関する調書に記載する必要がある。「重要物品」については、その他の備品と区分し別途「台帳」を作成することも考えられるが、現状全課においてそのような管理はなされていない。</p> <p data-bbox="236 618 807 831">台帳様式には「財産区分」欄があり、全ての備品について「調書に含めない」との記載となっているが、「重要物品」の調書への記載漏れ対応として「財産区分」欄の有効活用を検討いただきたい。</p> <p data-bbox="236 882 807 1095">(3) 「備品台帳」において、既に存在しない組織の印鑑等の管理すべきでないと考えられる物品が散見された。廃棄にかかる手続きを行った上で台帳からの削除を検討いただきたい。</p> <p data-bbox="236 1234 807 1529">(4) 財務規則第135条～150条にかけて物品管理者の業務についての規定があるが、担当課によって管理すべき物品数及び管理物品保管場所の遠近に大きな差異も認められることから、各課の実態、実情にも考慮し適切な管理が可能となる適材適所の指名について検討いただきたい。</p>	<p data-bbox="823 315 1394 528">イ 公有財産システムの提供・保守業者と協議し、台帳様式の「財産区分」欄に「重要物品」の項目を追加し、重要物品については、その項目を表示します。なお、改修費用は不要でした。(会計課)</p> <p data-bbox="823 882 1394 1178">(3) 指摘のありました「国体推進室」・「国体準備室」(総務課)、「年金友の会」(農業委員会事務局)の公印については、各担当課と協議を行い、両方とも令和5年度中に廃棄する予定です。また、今後、これら以外にも廃棄すべき備品が見つかりましたら、廃棄の指示をしてまいります。(会計課)</p> <p data-bbox="823 1234 1394 2004">(4) 物品管理者は、財務規則の規定によれば、物品の購入に際して支出負担行為書の手続きや、物品の不要の決定や廃棄の手続き等を行うこととなっていることなどから、基本的には、各課等の所属長が適当ではないかと考えます。ただ、監査委員の指摘にあるように、課によって管理すべき物品数及び保管場所の遠近に差異があることから、実務上は、主に各係長が物品管理者の補助者としてその所管に属する物品の管理を行い、物品管理者である所属長がその所属全体を統括するという体制が適当ではないかと考えます。また、監査委員の指摘にもあるように、各課の実情に合ったより適切な管理を行っていくために、今後も日常の活動の中で、その課に適した管理体制を探っていくことが必要であると考えます。(総務課)</p>

指摘事項	措置状況
<p>II. 財産管理</p> <p>(1) 財務規則第122条第1項において、財産管理者は財産台帳を作成しその実態を明らかにしておくことが規定されている。しかしながら各財産管理担当課においては過去の所管換・所属替等、組織の移管事務等が十分に機能していなかったこと等もあり、財産台帳の記載内容は財務規則第123条第1項、第2項に規定される価格をはじめ、保有面積、登記年月等が不完全な状態である。</p> <p>公有財産の管理に係る主管課である財政課においては、令和3年10月以降これらの事への対応策として各財産管理担当課での財産台帳の管理、財政課管理の財産台帳との照合等を実施しているが、いまだ財産台帳の記載内容は不完全な状態であることから、全庁的な台帳の整備方針・作業スケジュール等を策定し改善に努められたい。</p> <p>(2) 前記の通り令和3年10月財政課においては、各財産管理担当課での財産台帳の管理、財政課管理の財産台帳との照合等を開始し、この事は一定評価できるものではあるが、今後の運用を想定した場合に財産管理担当課から財政課への文書の回議漏れ、財政課又は、財産管理担当課での台帳入力（記載）漏れ等の事務ミス発生懸念がある。</p> <p>当面、各財産管理担当課と財政課管理の財産台帳との照合を徹底することで最低限のミス防止にはつながると思われるが、課内での牽制及び各財産管理担当課と財政課、会計課の担当間牽制が機能するような仕組み作りに努められたい。</p>	<p>II. 財産管理</p> <p>(1) (2) 令和3年10月以降、各課の公有財産台帳の確認作業を行っています。今後、公有財産に増減がある場合は、各課で増減の管理を行うようにします。また毎年、年度末時点での各課の公有財産台帳を財政課に提出することで、年度内の異動及び行政財産の現在高を明らかにし把握するようにします。</p> <p>現在、令和4年度末現在の公有財産台帳の提出を各課に依頼し、集約を行っています。財産台帳の記載内容は不完全な部分があるため、各課で管理している公有財産台帳と財政課管理の台帳との突合作業を引き続き行います。</p> <p>財務規則第120条に基づく場合の財政課長への合議は、各課に周知されています。合議のあった内容は、財政課においてリストを作成し把握に努めます。また、会計課との連携も取りながらミスの防止に努めてまいります。(財政課)</p>

指摘事項	措置状況
<p>(3) 財務規則第123条第3項において、公有財産の5年ごとの評価換が規定されているが、評価価格の見直しが行われていない。</p> <p>当市においては「総務省の地方公会計の推進に関する研究会」での協議状況を見ながら段階的に整備することとなっていたが、その後において平成26年5月総務省大臣通知「今後の地方公会計の整備促進」、平成27年1月の「統一的な基準による地方公会計マニュアルのとりまとめ」等がなされたが、その間における協議の経過が見えない状況である。</p> <p>公有財産の評価換は、莫大な労力、時間またその方法によっては相当なコストが発生することも予想されるが、同時に上記(1)で記載の財産台帳の整備にも起因する事象であることから、相互の相関性を検証の上で全庁的な整備方針を定め早期の対応に努められたい。</p> <p>(4) 公有財産に関する事務については財務規則第118条から第127条に規定されている。しかしながら財政課ならびに財産管理担当課の実務担当者が事務を執行する際に遵守すべき実務的文書が存在せず、担当者間での事務引継書等を持って属人的な対応となっている。</p> <p>財務規則は、あくまで財産管理にかかる基本規程であり、事務を適正に実施するための事務処理マニュアル、事務手続書の策定に努められたい</p>	<p>(3) 公有財産の5年ごとの見直しについて、建物は、経年による減価償却による算定方法が考えられます。しかし、土地においては数百筆ある土地の評価を5年に1度とはいえ行うことは、ご指摘のとおり、労力、時間、コストを要するため、現状で実行することは非常に困難です。まずは財産台帳の改善に努め、その中で、他市の事例等を確認の上、整備方針を早期に定めます。(財政課)</p> <p>(4) 前記(1)、(2)の回答で挙げたように、照合、改善を進める中で、現状に則した事務処理マニュアルや事務手続書を作成し、周知してまいります。(財政課)</p>